### 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

キリスト街道周游活性化計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県、新郷村

### 3 地域再生計画の区域

青森県三戸郡新郷村の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### (1)新郷村の現状

新郷村は青森県の南部に位置し、東は五戸町、南は三戸町、北は十和田市、 西は秋田県鹿角市に接し、東西 22 km、南北 9 km、総面積 150.85 k㎡を 有している。このうち約 78%が起伏に富んだ山林原野で、西部は大駒ヶ岳 を始めとする標高 1,000m級の山岳を形成し、中央部から東部にかけては丘 陵地帯となっていて、畑地として多く利用されている。

また河川は、丘陵をぬって3河川が西から東に流れ地域水田を潤し、この河川沿いに42の集落が散在している。

気候は、奥羽山系のふもとに位置する関係上寒冷地に属する。特徴的な気候は、6月から7月に太平洋からの偏東風(ヤマセ)が吹くことであり、農作物には多大な悪影響をおよぼしている。このような中、村では、「快適で明るく豊かな活力ある新郷」を基本に農林業生産基盤整備・上下水道施設整備・観光基盤整備などを展開し、積極的なむらづくりを行っている。

# (2)新郷村の課題

近年同地域は過疎化・高齢化・少子化が進行し、過去5年間(平成21年~平成25年)の人口減少率が全国0.6%、県2.9%に対し新郷村9.7%、また、65歳以上の高齢者率が平成25年10月末現在で全国25%、県28%に対し新郷村40.8%と格差があり、地域の大きな問題となっている。

併せて、若者の流出による担い手不足や林道の未整備等により、耕作放棄 地や手入れの行き届かない森林の増加、自然災害等への対応が地域の課題と なっている。

また、八戸市より秋田県鹿角市まで東西に延びる国道454号は、村の中心部を横断し、南部と津軽を結ぶ最短距離として観光、レクリエーション、

経済、文化の発展に寄与する最も重要な路線であり、国立公園十和田湖への観光道路東玄関口としても、交通量が増加しているが、村道とのネットワークが不十分であるため、村内の観光資源が活かしきれておらず、またスムーズな物流の流れに支障をきたしている。

### (3) 新郷村の取組

周辺8市町村を対象とする第3次八戸地域ふるさと市町村圏計画では、「人、産業、環境が調和した北東北の中核都市圏」を将来の展望とし、創造性と多様性に富んだ地域社会の形成を目指している。

十和田・八幡平国立公園に接する迷ヶ平高原や間木ノ平グリーンパークは、観光、休養、憩の場として、当地方はもとより、全国的なスケールの自然観光地域として年々観光客も増加している。ここでは、きのこや山菜等の特産品を加工販売する拠点施設も整備しており、観光交流人口の拡大と地域雇用の確保につなげている。

なお、当村を含む県南部地域は、農林畜産業が盛んで、主に林業が地域の 重要な産業となっており、農林畜産物生産の拠点的役割を果たしている。

また、ゴルゴタの丘で磔刑に処されたはずのキリストが密かに日本に渡り、この地で没したという伝説にちなんだ「キリストの墓」や、エジプトのピラミッドよりも古いとされる数万年前のピラミッドが日本には7基あるとされ、その4個目とされている「大石神ピラミッド」は、「歴史とロマンとキリストの里」を掲げる当村の重要な観光資源となっている。

当計画により村道を整備し、国道454号と連携した道路ネットワークを構築することで、各観光施設へのアクセス機能を高め、観光交流人口の更なる増加・拡大へつなげることで観光振興が図られると共に、沿線にある森林や水田への利便性が高まることにより農林業の振興も図られる。また、林道の整備によって、管理の行き届かない森林へのアクセスの改善、通行の安全が確保でき、森林整備の効率化が図られ林業振興につながる。これにより、間伐材等を利用した新たな製品開発や木質バイオマス利用などが促進され、地域の新たな産業振興へとつなげることができる。さらに林道の整備により、平子沢キャンプ場へのアクセス機能や、国道の災害時迂回路機能を持たせることができる。

このように、当計画により村道、林道及びその他各種事業を一体的に実施することによって、「農林業と観光の村」として地域産業の活性化を目指す。

### (4) 新郷村地域再生計画の目標

○観光施設を結ぶ道路整備により、大石神ピラミッドからキリストの墓までの移動時間を短縮し、新たな観光ルートとして観光地同士の連携を図ることにより、観光客の増加を図る。

(目標1)大石神ピラミッドからキリストの墓までの移動時間 20 分→18 分 (目標2) キリストの墓の年間入込客数

17,800人(平成20年) → 18,500人(平成29年3月末)

○林道整備により間伐を促進し、間伐材利用面積を拡大する。

(目標3) 20ha(平成20年) → 57ha(平成29年3月末)

# 5 地域再生を図るために行う事業

#### 5-1 全体の概要

村の中心部とキリストの墓、大石神ピラミッドを結ぶ「村道雨池線」の整備により村内の観光施設の有機的な連携を図り、広域的な観光ルートを構築する。また、「林道妙返沢線」を整備し、森林整備の基盤強化を行い、山村地域経済の活性化、更には国道 454 号の被災時迂回路の確保を目指す。

# 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

# 5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下の事業開始に係る手続き等を了している。なお、 整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・村道「雨池線」 道路法に基づく村道に昭和61年6月21日路線認 定済み
- ・林道「妙返沢線」 森林法による「三八上北地域森林計画」に登載済み

### [施設の種類] [事業主体]

•村 道 新郷村

林 道 青森県

### [事業区域]

• 新郷村

# [事業期間]

・村道 平成22年度~平成28年度

· 林道 平成22年度~平成28年度

### [整備量及び事業費]

- ·村道1. 653km、林道3. 477km
- ・総事業費870,066千円(うち交付金435,033千円)村道150,066千円(うち交付金 75,033千円)林道720,000千円(うち交付金360,000千円)

### 5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「キリスト街 道周遊活性化計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

# 5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### 5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

### 5-4-3 支援措置によらない独自の取組

# (1)地域資源の活用による地域の振興

内 容 毎年6月第一日曜日にキリスト墓前で「キリスト祭り」を行 い、観光客を呼び込み、地域の活性化を図る(新郷村支援事業)。

実施主体 新郷村観光協会及び新郷村

実施期間 平成5年度~

# (2)地域活力基盤創造交付金事業

内 容 村道「堂ノ上線」を整備し、地域の利便性向上及び地域の活 性化を図る(国土交通省補助事業)。

実施主体 新郷村

実施期間 平成22年度~平成24年度

### (3)社会資本整備総合交付金事業

内 容 村道の舗装・修繕や橋梁の補修を行い、道路施設の保全整備 を行うとともに地域の利便性向上及び地域の活性化を図る (国土交通省補助事業)。

実施主体 新郷村

実施期間 平成26年度~平成30年度

### (4)森林環境保全整備事業

内 容 森林組合等により除間伐施業や下刈を実施し、村内の林地の適 正管理を図る(林野庁補助事業)。

実施主体 新郷村及び三八地方森林組合

実施期間 毎年度

### (5) 奥地保安林保全緊急対策事業・保育事業

内 容 県により本数調整伐や下刈を実施し、村内の林地の水源涵養機 能や土砂流出防止機能の高度化を図る(林野庁補助事業)。

実施主体 青森県

実施期間 平成22年度~平成27年度

### 5-5 計画期間

平成22年度~平成28年度

### 6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

# 6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度 終了後に青森県新郷村が必要な実態調査等を行い、速やかに状況を把握する。 定量的な目標に関わる基礎データは、青森県新郷村の観光統計データを用 い、中間評価、事後評価の際には、観光施設入込人数調査から入込人数の集計 を行うこと等により、目的の達成状況に係る評価を行う。

### 6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	20年	最終目標
	(基準年度)	
目標 1		
大石神ピラミッドから		
キリストの墓までの移	20分	18分
動時間		
目標 2		
キリストの墓の	17, 800 人	18, 500 人
年間入込客数	17, 800 入	10, 300 🔨
目標 3		
間伐材利用面積	2 O ha	5 7 ha

# (指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
移動時間	実際の走行時間より
キリストの墓の入込	観光施設入込人数調査より
客数	
間伐材利用面積	森林整備実績調査より

- 目標の達成状況以外の評価を行う内容
  - 1. 事業の進捗状況
  - 2. 総合的な評価や今後の方針

# 6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、 速やかにインターネットの利用、その他広報誌等により公表する。

# [インターネットによる公表先]

・青森県ホームページ内

(関係課:企画政策部地域活力振興課、農林水産部林政課)

・新郷村ホームページ内

(関係課:産業建設課建設グループ)

# 6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし